

令和2年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合 議会（定例会）会議録

令和2年11月16日（月）午後1時30分より、令和2年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（定例会）を西多摩衛生組合会議室に招集した。

1. 出席議員 6名

1番	秋山 義徳	2番	香取 幸子	3番	梶 正明
4番	村上 嘉男	5番	高田 和登	6番	近藤 浩

2. 欠席議員 0名

3. 出席説明者

管理者	並木 心	副管理者	杉浦 裕之
教育長	桜沢 修	会計管理者	小林 秀治
代表監査委員	渡辺 晃	事務局長	石田 哲也
給食課長	峯岸 清	庶務係長	所 貴之
職員係長	小山 健一		

4. 本日の日程は、次のとおりである。

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 一般質問
 - 1人目 5番 高田議員
 - 2人目 1番 秋山議員
- 日程第 4 認定第 1号 令和元年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第11号 専決処分の承認を求めることについて（羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 6 議案第12号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第1号））
- 日程第 7 議案第13号 令和2年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第14号 令和2年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町分賦金の変更について
- 日程第 9 議員派遣について

開会時刻 午後1時30分

○議長（近藤 浩） ただいまの出席議員は6名です。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和2年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（定例会）を開会いたします。

議事日程に入る前に、管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。並木管理者。

○管理者（並木 心） 皆様、こんにちは。

本日は、令和2年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会定例会を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中、議員各位のご出席を賜り、開催できますことを厚く御礼申し上げます。

また、日ごろより当組合の運営につきまして、温かいご理解、そしてご協力をいただいておりますことに対しまして、重ねてお礼を申し上げさせていただきます。

さらに、10月5日には、当組合の令和元年度の歳出歳入決算審査を開催し、渡辺代表監査委員、そして村上監査委員にお願い申し上げまして、厳正なる審査をしていただき、誠にありがとうございました。

本日は、決算審査結果を後ほどご報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

さて、組合事業の状況につきましては、今年は、どこもそうですけれども、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、小・中学校を臨時休業したことに伴いまして、学校給食のほうも一時休止をさせていただきました。また、給食再開直後は教育委員会の意向を聞く中で、感染拡大防止の観点から、個別に包装されている簡易給食を提供するなど、コロナ禍の変化する局面に対応したところでございます。

今後も、新型コロナウイルスにつきましては予断を許さない状況にありますので、万全を期して対応に努めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

なお、施設及び設備の維持管理につきましては、第1センターにおきましては、カップ洗浄機の交換修繕、第2センターにおきましては、ボイラーの軟水装置の配管の交換修繕等を行い、安全で安心な給食の提供に努めておるところでございます。

今日の学校給食は、皆さんもご承知のとおり、栄養バランスのとれた多様な献立の提供に加えて、食材の安全性の確保、地場産野菜の活用、そして食文化の次代への伝承等、様々な課題への対応が求められております。

今後とも、良質で信頼できる給食を提供してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

なお、本日、ご提案申し上げます案件につきましては、令和元年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の認定についてなど5件でございます。いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議の上、ご認定、ご決定くださいますようお願い申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（近藤 浩） 以上をもって管理者の発言は終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程（第1号）のとおりです。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第71条の規定に基づき、2番 香取幸子議員、3番 梶 正明議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

次に、日程第3、一般質問を行います。

なお、議会の議場については登壇すべき演台がございませんので、自席での質問及び答弁をお願いいたします。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許します。初めに、5番高田和登議員。

○5番（高田和登） 皆さん、こんにちは。5番の高田和登でございます。

それでは、通告に従い1項目、新型コロナウイルスへの対応について質問させていただきます。

羽村・瑞穂地区学校給食組合でも新型コロナウイルスへの対応については大変なご苦労があったと推察いたします。感染防止策や今後の課題などについてお伺いいたします。通告書を読ませていただきます。

（1）給食休止と簡易給食の提供について。

① 新型コロナウイルスへの対応のための給食の休止期間を月別に教えてください。

② 例年の夏季休業中に給食を実施した期間は学校により異なると思いますが、平均で何日給食を実施したのかを教えてください。

③ 給食の休止期間中の給食費はどのように処理されたのかを教えてください。

④ 給食の休止期間中の職員はどのような体制を取ったのかを教えてください。

⑤ 給食再開直後は、パン、牛乳、デザートだけの簡易給食でありましたが、簡易給食の期間は、いつからいつまで、何日であったのでしょうか。また、給食費はどのように処理したのでしょうか。

（2）新型コロナウイルス感染防止策について。

① 食材の到着、検収、調理、配缶、配送、学校内での配膳、容器等の回収の過程でのそれぞれの感染防止策を教えてください。

○議長（近藤 浩） すみません、発言の途中でありますけれども、ちょっと教えてくださいというのは、あまり議会としてよろしくないと思いますので、説明してくださいとか、お示しくださいとか、そういう形にしてもらえばありがたいんですが、すみません、余計なことですみません。

○5番（高田和登） はい、分かりました。では、そうします。

② 給食を扱う以上、従来から高いレベルでの衛生管理を実施していると考えますが、新型コロナウイルスへの対応として特に実施した具体策を説明してください。

③ 感染防止策などは、献立表等の配付についてや給食だよりで周知していますが、保護者の視点で考えると、より多くの情報が必要と考えますが、いかがでしょうか。

(3) 給食の食材生産者や納品業者への配慮について。

① 地場産の食材を使用するように協力している農家や納品業者に対し、給食が休止になった期間の補償はしたのでしょうか。

② 補償を実施したならば、その内容と財源の確保についてご説明ください。

③ 他の自治体、特に近隣市町村から情報は収集したのでしょうか。また、どういう点を参考にしたのでしょうか。

(4) 今後の課題について。

① 今後もコロナ禍が継続することが予想されます。より高いレベルの衛生管理を行う必要があると思いますが、現在、検討していることをご説明ください。

以上、分かりやすいご答弁をお願いいたします。

○議長（近藤 浩） 桜沢教育長。

○教育長（桜沢 修） 5番高田和登議員のご質問にお答えします。

ご質問の新型コロナウイルスへの対応についての1点目、「給食休止と簡易給食の提供について」のお尋ねのうち、まず、「新型コロナウイルスへの対応のための給食の休止期間を月別に問う」についてですが、羽村市と瑞穂町は、令和2年3月2日まで給食提供を行いました。3月3日から6月7日まで給食休止となりました。

月別の休止期間は、3月は3日から31日まで、4月は1日から30日まで、5月は1日から31日まで、6月は1日から7日までとなりました。

次に、「例年の夏季休業中に給食を実施した期間は学校により異なるが、平均で何日給食を提供したか」についてですが、平均で1校当たり7.53日提供いたしました。

次に、「給食の休止期間中の給食費はどのように処理したか」についてですが、給食費は給食提供があった日数で支払をお願いしています。よって、給食の休止期間の給食費は頂いておりません。

次に、「給食休止期間中の職員はどのような体制を取ったのか」についてですが、羽村市と瑞穂町の勤務体制に合わせ、4月14日から5月31日までの間は2班体制を取り、1日置きに職場出勤勤務と在宅勤務とする分散勤務を実施いたしました。

次に、「給食再開直後はパン、牛乳、デザートだけの簡易給食であったが、簡易給食の期間はいつからいつまでの何日であったか、また給食費はどう処理したのか」についてですが、簡易給食の提供期間は令和2年6月8日から6月30日までの17日間です。通常1か月の給食費を1食単価で割り返しますと、1か月の給食日数は小学校で16.8日、中学校で16.4日となります。6月の簡易給食は17日間提供がありましたので、1か月分の給食費を請求いたしました。

次に、2点目「新型コロナウイルス感染防止策について」とのお尋ねのうち「食材の到着、検収、調理、配缶、配送、学校内の配膳、容器等の回収の過程でのそれぞれの感染防止策を問う」及び「給食を扱う以上、従来から高いレベルでの衛生管理を実施している」と考えるが、新型コロナウイルスへの対応として特に実施した具体策を問う」は関

連がありますので、合わせてお答えいたします。

給食センターでは、従来より学校給食における食中毒を防止するため、食中毒の原因物質が調理場に混入することを避けるために、「学校給食衛生管理規準」等に基づく衛生管理を徹底しており、この中で新型コロナウイルス感染症対策にも対応しています。

具体的には、月2回の検便検査を全職員に通年実施しているほか、10月から3月までの間はノロウイルス用検便検査も実施しています。さらに、調理場に入る職員は肘まで石けんによる手洗い2回実施のほか、手指のアルコール消毒の実施、個人用の爪ブラシでの指先の洗浄、また爪ブラシについても毎日の洗浄と滅菌器による消毒を行って、感染症防止のために高い衛生管理規準の維持に努めています。

新型コロナウイルス感染症が発生以降の衛生管理は、「学校給食衛生管理規準」に基づくこれまでの感染防止策の徹底を行うとともに、併せて職員への感染防止のための不要不急の外出の自粛、検温、手洗い、マスクの着用、身体的距離の確保、密閉・密集・密接の3密の回避などの周知徹底を図り、職員の感染リスク回避に努めています。

次に、「感染防止策などは献立表等の配布についてや給食だよりで周知しているが、保護者の視点で考えると、より多くの情報が必要と考えるがいかかか」についてですが、羽村市、瑞穂町の教育委員会や各学校でも感染防止対策のお知らせをしており、給食センターとしても、予定献立表や給食だよりで感染防止策について周知しております。今回は、7月に給食だより臨時号を発行してさらなる周知を図りました。今後とも、機会を捉えて情報の提供に努めてまいります。

次に、3点目「給食の食材生産者や納品業者への配慮について」とのお尋ねのうち、「地場産の食材を使用するように協力している農家や納品業者に対し、給食が休止になった期間の補償はしたのか」及び「補償をしたならば、その内容と財源の確保について問う」は関連がありますので、併せてお答えいたします。

地場産野菜については、農家との話し合いの上、より多く使用できるように調整しています。令和元年度は使用野菜の約40%を地場産野菜で賄っています。給食中止により給食に使用する予定であった地場産野菜については、農家が独自に別の販路を見出した例もありますが、別の販路を見出せなかった野菜について補償をしています。また、地場産野菜提供農家以外のその他の食材の納品業者については、極力別の販路を見出してもらい、また、消費期限に余裕のあるものは給食再開後に使用するなど調整を図りましたが、それ以外のものについて補償をしています。

補償の内容についてですが、地場産野菜提供農家への補償金額は242万2,540円、地場産野菜以外のその他の食材の納品業者への補償金額は332万6,194円です。地場産野菜提供農家とその他の納品業者への補償金額を合計しますと574万8,734円となり、専決処分により支出し、今議会において補正予算案を提出しております。

財源につきましては、文部科学省と東京都の補助金を活用し、補償をいたしました。

次に、「他の自治体、特に近隣市町村から情報は収集したか。また、どのような点を参考にしたか」についてですが、必要に応じて近隣自治体とはお互いに情報交換を行っております。今回、農家や納品業者への食材キャンセル料の対応について、近隣市の状況を参考に決定いたしました。

次に、4点目、「今後の課題について」とのお尋ねのうち、「今後もコロナ禍が継続することが予想される。より高いレベルで衛生管理を行うため、現在、検討していることを問う」についてですが、今回のコロナ禍は過去に経験のない状況であります。現在まで、変化する局面に適切に対応できていると捉えております。今後も、現在実施している学校給食衛生管理規準に基づく高いレベルで衛生管理を維持し、安心安全でおいしい給食が提供できるよう努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長（近藤 浩） 5番高田議員。

○5番（高田和登） ご答弁ありがとうございました。

羽村・瑞穂地区学校給食組合は通常の一般的な食卓と比較して、高いレベルの衛生管理をされているということがよく分かりました。

もう少し具体的に確認させていただきたい点がございます。

では、調理職員が使用したマスクとか、あるいはごみといたしますか、ちり紙とかそういうごみなどはどのように処理しているのでしょうか。また、調理職員が無意識に接触するというか、よくあるんですけれど、そういうドアノブとかなどはどのように消毒しておられるのでしょうか。

幾つかまとめて聞いていいですかね。

○議長（近藤 浩） はい。

○5番（高田和登） では、2番目は同じような問題なんですけれど、調理職員の健康チェックですね。そういうものも、どのような形で実施しているか。例えば、検温などは記録に残しているのかとかそういうことをちょっとお答えいただきたいと思います。

3番目はちょっと視点が違うんですけれども、先ほどもありましたけれど、新型コロナウイルスの対応については、個人による温度差はありますけど、臨時号を発行したり、給食献立紹介の「きょうの献立6月号」にも記事を掲載するなど、各学校からの情報提供だけでなく給食センターからも情報を発信したということは、大変高いことだと思いますので、よかったです。

今は、ご存じのとおり第3波とも言われている、3波かどうかは微妙なところなんですけれど、そういう人もいますけれど、今後、状況がさらに悪化した場合、状況に応じて状況発信に努めていただきたいと思いますが、いかがでしょうかという3点について再質問させていただきます。

以上です。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（石田哲也） 3点の質問についてお答え申し上げます。

まず、1点目の「調理員の使用したマスクやごみの処理について」ですが、調理員の使用しているマスクは、センターから支給していて使い捨てのものになっています。使用後につきましては、ペダルを踏むと蓋の開くごみ箱へ処分しています。また、その他のごみ、例えば、手を拭くペーパータオルなどについても、使い捨てマスクと同様に蓋付のごみ箱へ処分をしております。午前と午後の作業の終わりにごみ箱の中のビニール袋の口を縛り、要は、ごみ箱からあふれないような形で、翌日処分をしております。

また、調理員が無意識に接触するドアノブなどの消毒についてですが、調理員は出勤

時にセンターに入ったところで手指のアルコール消毒をして、その後、白衣に着替え調理場に向かい、再び肘までの手洗いや手指のアルコール消毒、指先の洗浄などを行いますが、調理場への入口や調理員用のトイレのドアは自動ドアになっている関係で、ドアノブ等を直接触る構造ではありませんが、必要に応じて消毒を実施しております。

次に、調理員の健康チェックについてですが、「学校衛生管理規準」には学校給食従事者の下痢、発熱、腹痛、嘔吐、化膿性疾患及び手指の外傷等の有無の健康状態を、毎日個人ごとに把握するとともに、本人もしくは家族に感染防止法に規定する感染症またはその疑いがあるかどうかを毎日点検し、これらを記録することという規定がありますので、それに沿いまして、毎朝、チェック表に各自に記入してもらっております。

検温の記録は求めているかということですが、検温の記録については特に求めていませんが、職員には出勤前に発熱等の体調不良がある場合には、出勤しないで連絡をもらっています。その際、医療機関の受診を勧めるとともに、体調が回復するまで出勤を控えてもらっています。

次に、給食だよりの関係ですが、給食だよりは年4回、5月、9月、11月、翌年2月という形で発行しております。学校給食や食に関する情報提供をするとともに、今年度は6月から給食を再開しましたので、特に7月に臨時号を発行いたしました。今回の新型コロナウイルス感染症の拡大防止については、羽村市・瑞穂町教育委員会、各小・中学校、給食センターが役割を分担して情報発信に取り組んでおりますので、今後も必要に応じて情報発信には努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（近藤 浩） 5番高田議員。

○5番（高田和登） かなり高いレベルでの衛生管理をされていることが本当によく分かりました。また、臨時号なども発行して、よく対応されていると思います。

これからも情報発信に努めて、保護者の不安感が無くなるように、ぜひ配慮していただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。意見だけです。質問はありません。

○議長（近藤 浩） 続いて、1番秋山義徳議員。

○1番（秋山義徳） 皆さん、こんにちは。秋山義徳です。

それでは、通告に従いまして1項目質問させていただきます。

コロナ禍の学校給食再開後の状況についてです。

新型コロナウイルス感染症対策により、市内小・中学校が休業を余儀なくされ、分散登校を経て学校が再開し、給食も再開されました。重ねて、今年の夏は天候不順もあり、野菜などの作物の不足や価格高騰も心配されます。ようやく子供たちにとって日常が取り戻され始めた学校再開から、これまでの学校給食の状況、児童・生徒の給食の様子、給食センターと職員の状況について質問いたします。

(1) 小・中学校給食再開後、児童・生徒の給食の様子はどのようにでしょうか。

① 休業前に比べ、食べ残しなどの変化はありましたか。

② 児童・生徒、保護者、学校から給食に対する要望はありましたか。

(2) コロナウイルス対策で今まで以上に衛生管理を要求される現状下で、給食センターの衛生管理や職員の健康状態はどうなっていますか。

- ① 新型コロナウイルスに対する特別な衛生管理などは行っておりますか。
- ② 給食センターの職員の中にコロナ禍でストレスによる体調不良、勤務状況など何か変化のあった職員はいましたか。
- (3) 今夏は天候不順が続き、作物の不順や高騰が懸念されます。野菜などの食材調達について質問いたします。
 - ① 作物不順の影響によって食材の調達に問題は出ていないでしょうか。
 - ② 食材調達のための市、町と農家との食材調達契約はどのようなものなのでしょうか。
 - ③ 契約農家との情報交換などはどのように行っているのでしょうか。

以上をもちまして通告の質問とさせていただきます。

○議長（近藤 浩） 桜沢教育長。

○教育長（桜沢 修） 1 番秋山義徳議員のご質問にお答えします。

初めに、ご質問の「コロナ禍の学校給食再開後の状況について」の1点目、「小・中学校給食再開後、児童・生徒の給食の様子はどうか」のお尋ねのうち、まず「休業前に比べ食べ残しなどの変化はあったか」についてですが、食べ残しの変化は特にありませんでした。

次に、「児童・生徒、保護者、学校から給食に対する要望などはあったか」についてですが、児童・生徒、保護者からの要望などは給食センターにはありませんでした。

次に2点目、「今まで以上に衛生管理を要求される現状下で、給食センターの衛生管理や職員の健康状態などはどうか」とのお尋ねのうち、「新型コロナウイルスに対する特別な衛生管理などは行っているのか」についてですが、給食センターでは、新型コロナウイルス感染症が発生する前から高いレベルでの衛生管理を実施しているため、ここでの新たな衛生管理の対応は特に行ってはおりませんが、5番高田和登議員にお答えしたとおり、新型コロナウイルス感染症が発生以降の衛生管理は、「学校給食衛生管理規準」に基づく今までの感染防止策の徹底を行うとともに、併せて職員への感染防止のための不要不急の外出の自粛、検温、手洗い、マスクの着用、身体的距離の確保、密閉・密集・密接の3密の回避などの周知徹底を図り、職員の感染リスク回避に努めています。

次に、「給食センター職員の中にコロナ禍でのストレスによる体調不良、勤務状況など何か変化のあった職員はいるか」についてですが、コロナ禍でのストレスにより心身に体調不良や勤務に影響のあった職員はおりません。

次に3点目、「今夏は天候不順が続き、作物の不順や高騰が懸念される。野菜など食材調達について問う」とのお尋ねのうち「食材調達に問題はないか」及び「食材調達のための市、町と農家との食材調達契約はどのようなものか」は関連がありますので、併せてお答えいたします。

食材の調達については、現段階で特段の問題はないものと捉えております。

地場産野菜については、西多摩農業協同組合を介し農家との話合いの上、より多く使用できるよう調整しております。年度末に開催している農家との会議では、次年度の使用野菜について、年間計画をお示しし、ご協力いただいております。価格については市場価格を参考に決定し、月ごとの契約をしています。

次に、「契約農家との情報交換などはどのように行っているのか」についてですが、

令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の関係で開催できませんでしたが、年1回の地場産野菜提供農家と西多摩農業協同組合の担当者、東京都農業振興事務所西多摩農業改良普及センター担当者、両市町農業委員会関係者で打合せ会議を実施するとともに、必要に応じて各契約農家と野菜納品時に意見交換をしたり、情報交換を行うほか、実際に畑を見学し、生育状況を確認するなどの対応を図っています。

これら地元農家の協力を得ながら、今後とも羽村市と瑞穂町の児童・生徒に安心安全な給食の提供に努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長（近藤 浩） 1番秋山議員。

○1番（秋山義徳） ご答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

契約農家さんとの関係で、何か問題があったりとか、または契約農家さんから要望があったこととかはありますか。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（石田哲也） 契約農家との関係で要望とかのご質問ですが、特に毎年1回、今年ではできなかったんですが、3月に次年度の契約をするときに、例えば、新しい野菜を追加して納品させていただきたいとかというお話を頂いたときは、私どもで検討したりすることはございます。

また、今年の夏のように天候不順だった場合については、契約をしても収穫が見込めないような場合については、事前に早めに連絡をしてくださいますよというような形をお願いして、別の普通の、例えば、野菜の業者さんから納品するような代替の形を取るような形で、農家の方々には負担にならないような形をしていますので、特に今まで問題になっているようなことはございません。

以上です。

○議長（近藤 浩） 1番秋山議員。

○1番（秋山義徳） ありがとうございます。

今後とも、安心安全な給食の提供に心がけていただきますようお願いしいまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（近藤 浩） これをもちまして一般質問を終わります。

しばらくその場で暫時休憩といたします。

午後2時1分 休憩

午後2時2分 再開

○議長（近藤 浩） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、日程第4、認定第1号「令和元年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の認定について」の件を議題といたします。

本件について管理者の説明を求めます。並木管理者。

○管理者（並木 心） それでは、認定第1号「令和元年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の認定」につきまして、ご説明申し上げます。

令和元年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算は、歳入総額4億1,615万5,299円、歳出総額3億6,837万9,575円、歳入歳出差引残額4,777

万5,724円が、翌年度繰越額となりました。

歳入の主なもの、両市町からの分賦金が3億8,509万9,000円で、歳入総額の92.54%を占めております。

次に、前年度繰越金は、3,093万5,464円で、7.43%であります。

次に、歳出であります、議会費は、73万395円で、歳出総額の0.20%を占め、事務所費は、1億278万5,632円で、全体の27.90%を占めております。また、教育費が2億6,486万3,548円で、全体の71.90%となっております。

細部につきましては、事務局長から説明をいたしますので、よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（石田哲也） それでは、認定第1号「令和元年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算」の細部につきまして、ご説明申し上げます。

決算書の8ページからの事項別明細書でご説明いたしますので、お手数ですがお開きいただければと思います。

初めに、歳入でございます。

第1款、分賦金の収入済額は3億8,509万9,000円で、前年度と比較して118万2,000円の減でございます。

次に、第2款、繰越金の収入済額は3,093万5,464円となり、前年度と比較して699万158円の増であります。

次に、第3款の諸収入の収入済額は12万835円で、前年度と比較して20万7,821円の減でございます。減額の主な要因は、前年度は3年に一度の高圧送電線下補償金の収入18万573円がありましたが、元年度はなくなったためです。

以上、歳入の収入済額の合計は4億1,615万5,299円でございます。収入済額は前年度比560万337円、1.36%の増となっております。

次に、歳出についてご説明いたします。10ページ、11ページをお開きください。

初めに、第1款、議会費の支出済額は、73万395円で、支出の構成比率は0.20%でございます。歳出の主なものは、議員報酬、会議録作成委託料でございます。

次に、第2款、事務所費の支出済額は1億278万5,632円で、支出の構成比率は27.90%でございます。

まず、第1目、一般管理費ですが、支出済額は1億273万1,763円で、執行率は95.76%でございます。支出の主なものは、正副管理者及び事務職員の人件費、施設や設備の維持管理費に係る経費でございます。なお、不用額の主な理由でございますが、03職員手当等の時間外勤務手当が当初見込みより少なかったこと、地域手当の引下げによること、04共済費の臨時職員社会保険料が見込みより少なかったことなどによるものでございます。

14ページ、15ページをお開きください。

第2項、監査委員費でございますが、支出済額は5万3,869円で、監査委員3名の報酬でございます。

次に、第3款、教育費でございます。支出済額は2億6,486万3,548円で、執行率は91.10%、支出済額の構成比率は71.90%でございます。

まず、第1項、教育総務費でございますが、支出済額は14万4,098円で、主なものは教育委員会委員への報酬でございます。

次に、第2項、保健体育費ですが、支出済額は2億6,471万9,450円でございます。

第1目、学校給食費の支出済額は2億6,471万9,450円でございます。内訳ですが、報酬は支出済額が972万5,880円で、運営審議会委員及び調理補助の調理嘱託員報酬でございます。

16ページ、17ページをお開きください。

07賃金でございますが、支出済額が1,881万3,740円で、調理補助の臨時職員賃金でございます。

11需用費は、支出済額が5,321万3,243円で、給食用ランチ皿等の給食用消耗品の買換え、光熱水費のほか施設及び備品修繕費等でございます。なお、不用額の主な理由については、燃料費のうち使用量の多い重油につきまして、見積り単価より安価になったこと、また、使用量も見込みより少なくなったことなどによります。

次に、13委託料でございますが、支出済額が5,494万2,567円で、施設の維持管理、給食事業に係る業務の委託料等でございます。なお、不用額の主な理由は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により3月の給食提供がなくなった関係で、給食配送委託や残渣等取集運搬委託などの経費が少なくなったことによります。

18ページ、19ページをお開きください。

18備品購入費は、支出済額が2,382万8,076円で、主なものは、本年4月からの牛乳パックの回収方法が変更になったことに対応するための牛乳パック自動洗浄処理機の購入、老朽化した真空冷却機や昇降式消毒保管機などの買換えでございます。

次に、第2目、施設整備費でございますが、当初予算額は100万円で、支出はございませんでした。

次に、第4款、公債費の当初予算額は1万2,000円で支出はございませんでした。

次に、第5款、予備費でございますが、当初予算が200万円で、補正予算で1,938万8,000円を増額し、牛乳パック自動洗浄処理機の購入のため、教育費、保健体育費、学校給食費、備品購入費へ418万円を充用いたしました。

以上、歳出の支出済額合計は3億6,837万9,575円でございます。

20ページをご覧ください。

「令和元年度羽村・瑞穂地区学校給食組合実質収支に関する調書」でございます。

歳入総額は4億1,615万5,299円、歳出総額は3億6,837万9,575円、歳入歳出差引額が4,777万5,724円、実質収支とも同額でございます。

次に、22ページ、23ページをお開きください。

「財産に関する調書」でございます。

決算年度中のこれらについての増減はございません。

最後になりますが、24ページをお開きください。

「物品関係の調書」でございます。

決算年度中の増減につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、令和元年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（近藤 浩） 以上をもって本件についての説明は終わりました。

次に、本件に関し、監査委員から審査意見についての説明を求めます。渡辺代表監査委員。

○代表監査委員（渡辺 晃） 令和元年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の監査結果について報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、去る10月5日午後1時30分から、羽村・瑞穂地区第二学校給食センター会議室において、村上議員とともに、並木管理者、小林会計管理者、その他関係職員の立会いの下に監査を実施いたしました。

審査に当たりましては、管理者から提出された決算書が、適法な手続により作成されているかどうか確認するとともに、決算の計数に誤りがないか、予算が適正かつ効率的に執行されているかなどを中心に、諸帳簿及び関係書類と照合した結果、決算書は法令に基づき作成されており、計数についても正確であり、予算の執行も適正であることを確認いたしました。

以上、令和元年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算監査結果の報告を終わります。

○議長（近藤 浩） 以上をもって監査委員の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございますか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。通告がありませんが、ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、認定第1号「令和元年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の認定について」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

渡辺代表監査委員につきましては、ここで退席をさせていただきます。ありがとうございました。

（渡辺 晃代表監査委員退席）

○議長（近藤 浩） 次に、日程第5、議案第11号「専決処分の承認を求めることについて（羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。並木管理者。

○管理者（並木 心） それでは、議案第11号「専決処分の承認を求めることについて（羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例)」につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、令和元年の東京都人事委員会勧告を勘案し、本年4月より給与改定を実施することとした構成市町の動向に合わせ、「羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例」の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分とさせていただきます。

このことから、同法第179条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものであります。

構成市町におきましては、令和2年3月の議会定例会において、東京都人事委員会勧告に準じ、勤勉手当の支給月数を「100分の100」から「100分の102.5」に、再任用職員については、「100分の47.5」から「100分の50」に引き上げるよう、給与条例の一部改正を行いました。

当組合の職員給与につきましては、これまで、羽村市の給料表や給与制度に準じて運用してきておりますことから、羽村市と同様の改正を行ったものであります。

また、管理職手当及び地域手当の支給率につきましても、羽村市の制度に準じ、条例付則において、令和2年4月1日から令和3年3月31日に限り、部長の職にある者の管理職手当の支給月額を「9万4,000円」から「8万9,300円」に引き下げ、地域手当の支給率を現行の「9%」から「8.5%」に引き下げるものであります。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行し、勤勉手当の支給月数の改正については、公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用するものであります。

細部につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（石田哲也） それでは、議案第11号「専決処分の承認を求めることについて（羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」の細部につきまして、ご説明いたします。

お手元に配付いたしました議案第11号資料、羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表、第1条関係の1ページをご覧ください。

まず、第23条関係ですが、勤勉手当の改正です。第2項において、現在、職員の勤勉手当の支給月数は6月、12月とも「100分の100」、1.0月となっておりますが、それぞれ「100分の2.5」、0.025月ずつ引上げ「100分の102.5」、1.025月に改定するものです。

第3項ですが、再任用職員の勤勉手当の支給月数を規定してありまして、現在の6月、12月の支給月数であります「100分の47.5」、0.475月を、それぞれ「100分の2.5」、0.025月ずつ引上げ、「100分の50」、0.5月としようとするものです。

なお、今回の勤勉手当の支給月数の改定により、令和元年度の職員1人当たりの影響額は、一般職員のうち一般職給料表（1）の適用を受ける職員につきましては2万3,463円の増、一般職給料表（2）の適用を受ける職員につきましては2万3,516円の増となります。再任用職員につきましては1万367円の増となり、職員全体の人

件費、これは共済費の負担金等も含まれますが、増額は全会計ベースで41万1,000円の増となります。

次に、2ページをご覧ください。

付則の第4項ですが、部長職の管理職手当について規定してございます。令和2年4月1日から令和3年3月31日までの暫定措置として、現行の「9万4,000円」を5%削減し、「8万9,300円」にしようとするものです。

次に、第5項ですが、地域手当の支給割合について規定しているものです。令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、本則で規定いたします「100分の18」を「100分の8.5」にしようとするものです。付則につきましては、後ほど説明させていただきます。

次に、4ページをお願いいたします。

職員の給与に関する条例新旧対照表、第2条関係をご覧ください。

付則第5項では、先ほど第1条でご説明しました地域手当の支給割合につきまして、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの暫定措置として「100分の8.5」としておりますが、令和3年4月1日から当分の間、従来の「100分の10」としようとするものです。

5ページの職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表、第3条関係をご覧ください。

まず、表の右側の旧の部分をご覧ください。付則第2項におきまして、地域手当の支給割合を平成32年、令和2年3月31日まで「100分の9」とし、付則第3項において、同年4月1日から当分の間、「100分の10」とする規定としてございますが、第1条関係、2ページの付則第5項の規定と整合を図るために、第3条関係の付則第1項の文言を整理するとともに、付則第3項を削除し、付則第4項を付則第3項とし、付則第5項を付則第4項とするものでございます。

次に、付則についてご説明させていただきます。

第1条関係から第3条関係まで、同じ付則となりますけれども、関係条文以外を省略しておりますので、恐れ入りますが、2ページをご覧ください。

2ページの付則でございますけれども、付則の第1項は、施行期日等に関する規定でございます。条例は令和2年4月1日から施行することとしておりますが、第1号に規定しております条例第23条の勤勉手当に係る改正につきましては、公布の日から施行することとし、令和元年12月1日に遡って適用しようとするものです。

付則第2項の勤勉手当の特例措置及び付則第3項の給与の内払いの規定につきましても、公布の日から施行しようとするものです。

また、改正条例の第2項に規定しております地域手当の支給割合につきましては、令和3年4月1日から施行するものです。

次に、第2項ですが、勤勉手当の特例措置です。令和元年12月に支給する勤勉手当の支給月数に限り、年間の期末勤勉手当の支給月数が改正後の支給月数の4.65になるよう、一般職につきましては、改正案の「100分の102.5」を「100分の105」に、また再任用職員につきましては、改正案の「100分の50」を「100分の52.5」としようとするものです。

最後に、付則第3項ですが、給与の内払いの規定でありまして、改正前の職員の給与に関する条例に基づき、既に支払われました給与につきましては、新条例の内払いとみなすものです。

以上をもちまして、羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（近藤 浩） これをもって提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（質疑なし）

○議長（近藤 浩） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第11号「専決処分の承認を求めることについて（羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

次に、日程第6、議案第12号「専決処分の承認を求めることについて（令和2年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。並木管理者。

○管理者（並木 心） 議案第12号「専決処分の承認を求めることについて（令和2年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第1号）」につきまして、ご説明いたします。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策のために、小・中学校の臨時休業に伴う学校給食の休止に際し、学校給食関係事業者からの食材のキャンセル料等を、食材費を負担する保護者負担としないための予算を措置する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分とさせていただきます。

このことから、同法第179条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めらるものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ574万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億692万6,000円とするものであります。

補正の内容ですが、歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休業に伴い給食の提供が中止になった関係で、給食用食材を納品している事業者に対し、既に発注されていた食材にかかるキャンセル料等を、国などから学校設置者である羽村市及び瑞穂町に対して交付された学校臨時休業対策費補助金574万9,000円を措置したものであります。

歳出につきましては、給食の提供が中止になった食材の納品事業者へ支出する額を措置したものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。以上です。
○議長（近藤 浩） これをもって提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。5番高田議員。

○5番（高田和登） 提案理由のご説明、どうもありがとうございました。

この議案も専決処分ということなんですけれど、専決処分はより丁寧な説明が必要だなというふうに考えております。今まで私の一般質問に対するご答弁や管理者の提案説明で、発注した食材費のキャンセル料だということはよく分かりました。学校臨時休業対策費補助金ということで574万9,000円、歳出したということですよ。

少し分からなかったのは、総額は分かるんですけれど、羽村・瑞穂地区学校給食組合の場合、羽村市と瑞穂町もそれぞれ検証していると思うんですけれども、どういう負担割合で処理されたのか、説明していただきたいんですけれど、よろしく願いいたします。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（石田哲也） それでは、負担割合等についてご説明させていただきます。

給食提供が中止になった関係で発生した給食用食材のキャンセル料の羽村市、瑞穂町の負担割合につきましては、キャンセル料の総額574万9,000円を分賦金の負担割合と同じように、5月1日現在の児童・生徒数の割合で、羽村市ならば64.29%、瑞穂町の場合は35.71%で案分させていただいた額、羽村市は369万6,000円、瑞穂町は205万3,000円という形で補助金として、一部事務組合に補助金として頂きました。内訳につきましては、以上でございます。

○5番（高田和登） ありがとうございました。

○議長（近藤 浩） ほかにありませんか。

（質疑なし）

○議長（近藤 浩） ないようですので、質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第12号「専決処分の承認を求めることについて（令和2年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第1号）」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、日程第7、議案第13号「令和2年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第2号）」の件を議題といたします。

提出者から提案者の説明を求めます。並木管理者。

○管理者（並木 心） それでは、議案第13号「令和2年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第2号）」につきまして、ご説明いたします。

今回の補正は、先ほどご認定をいただきました令和元年度の歳入歳出決算の確定に伴

い、歳入歳出それぞれ3,277万5,000円を追加し、予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億3,970万1,000円とするものであります。

補正の内容ですが、歳入では、繰越金を3,277万5,000円増額いたしました。

次に、歳出では、予備費について3,277万5,000円を増額するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（近藤 浩） これをもって提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより議案第13号「令和2年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第2号）」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定されました。

次に、日程第8、議案第14号「令和2年度羽村・瑞穂地区学校給食組合にかかわる経費の組織市町分賦金の変更について」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。並木管理者。

○管理者（並木 心） それでは、議案第14号「令和2年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町分賦金の変更」につきまして、ご説明いたします。

お手元に配付しております議案第14号資料をご覧ください。

羽村市及び瑞穂町それぞれの分賦金の割合につきましては、例年5月1日現在の在籍児童・生徒数をもって確定しております。このことから、当初予算策定時に推計いたしました児童・生徒数に対しまして、羽村市の児童・生徒数は、26人の減で4,204人、瑞穂町の児童・生徒数は、増減なしで2,305人、合計で、26人の減で6,509人となりました。

したがって、変更後の分賦金を、羽村市は、2億4,932万9,000円、負担割合が64.59%、瑞穂町は、1億3,668万9,000円、負担割合が35.41%に変更させていただくものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（近藤 浩） これをもって提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤 浩) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第14号「令和2年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町分賦金の変更について」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤 浩) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定されました。

次に、日程第9、「議員派遣について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第72条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その目的、場所、期間及び派遣議員名簿等については議長にご一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤 浩) ご異議なしと認めます。よって、本件は議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

午後2時35分 閉会

○管理者(並木 心) ありがとうございました。

学校給食組合会場が狭まうございましたので、今回は定例議会会場をこちらの西多摩衛生組合へ議長とご相談の上で、広いところでコロナ対策ということで変更させていただきました。議長のご理解をいただきましてありがとうございました。

快諾をしていただき、ここをお借りできたことをご報告させていただきたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長(近藤 浩) ありがとうございました。

あと、事務連絡が来ていますけれども、子供たちが書いた給食のポスターを展示してあるということなので、時間がある方はぜひ行ってください。よろしく申し上げます。

以上をもって解散といたします。ご苦労さまでした。

午後2時36分 閉会